

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成26年3月6日(2014.3.6)

【公表番号】特表2012-509818(P2012-509818A)

【公表日】平成24年4月26日(2012.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-017

【出願番号】特願2011-536832(P2011-536832)

【国際特許分類】

B 6 5 D 79/02 (2006.01)

B 6 5 D 65/42 (2006.01)

B 4 1 M 3/00 (2006.01)

B 6 5 D 25/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 79/02

B 6 5 D 65/42 Z

B 4 1 M 3/00 A

B 6 5 D 25/20 Q

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年1月15日(2014.1.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬品用の包装材(1, 11)であって、該包装材(1, 11)は、所定の温度に達する又は所定の温度を超えると一部消色してマーキング(2, 12)を露呈させる着色要素(2, 12)を有し、

(a) 前記要素(2)は、従来型のインクで印刷された前記マーキング(2, 12)を形成する第1の部分とサーモクロミックインクで印刷された第2の部分(2, 12)とで形成され、前記印刷はシルクスクリーン印刷又はフレキソ印刷によってなされ、

(b) 前記サーモクロミックインクは、前記所定の温度未満では着色され、かつ、前記所定の温度に達する又は前記所定の温度を超えると無色になり、

(c) 前記第1の部分(2, 12)及び前記第2の部分(2, 12)は、前記第1の部分(2, 12)が、前記所定の温度未満では実質上視認不可能になるが、前記所定の温度に達する又は前記所定の温度を超えると視認可能となるように配置されており、

(d) 前記着色要素(12)の前記第1の部分(12)及び前記第2の部分(12)は、互いに隣接して連なっており、

(e) 前記サーモクロミックインクの色は前記所定の温度未満においては、前記従来型のインクの色に可能な限り似せてある、

医薬品用の包装材。

【請求項2】

前記サーモクロミックインクは、可逆型のものである、請求項1に記載の包装材(1, 11)。

【請求項3】

前記第1の部分(12)が従来型のインクを有さないスペースを有する場合は、前記着

色要素の第2の部分(12 )は前記スペースも覆う、請求項1に記載の包装材(11)。

【請求項4】

前記包装材(1, 11)は、医薬品の包装に用いられる箱(1)又は紙である、請求項1に記載の包装材(11)。

【請求項5】

医薬品用の包装材(1, 11)を製造する方法であって、前記包装材(1, 11)は、所定の温度に達する又は所定の温度を超えると一部消色してマーキング(2, 12)を露呈させる着色要素(2, 12)を有し、該着色要素(2, 12)の生産ステップが以下のステップ、

(a) 包装材を取得するステップ(1, 11)と、

(b) 前記マーキング(2, 12)を、前記包装材の上に従来型のインクを用いて印刷するステップと、

(c) 前記マーキング(2, 12)が、前記所定の温度未満では実質上視認不可能になるが、前記所定の温度に達する又は前記所定の温度を超えると視認可能となるように、前記所定の温度未満においては着色されるが、前記所定の温度に達する又は前記所定の温度を超えると無色になるサーモクロミックインクを塗布するステップとを含み、

前記(b)及び(c)の印刷のステップは、シルクスクリーン印刷又はフレキソ印刷によってなされ、

前記サーモクロミックインクは、前記マーキング(12)に隣接して連なる層(12)を形成するように塗布し、

前記サーモクロミックインクの色は、前記所定の温度未満においては、従来型のインクの色に可能な限り似せてある、

医薬品用の包装材の製造方法。

【請求項6】

前記サーモクロミックインクは可逆型のものである、請求項5に記載の製造方法。

【請求項7】

前記マーキング(12)が従来型のインクを有さないスペースを有する場合は、前記スペースもサーモクロミックインクの層(12)によって覆われる、請求項5に記載の製造方法。

【請求項8】

前記(b)及び(c)の印刷のステップは、医薬品の包装に用いられる箱(1)又は紙への印刷を含む、請求項5に記載の製造方法。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

本発明による、包装材の第2の好適な実施形態においては、着色要素の前記第1の部分及び前記第2の部分を、互いに隣接して連なるようにする。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

さらに好適には、前記サーモクロミックインクの色は、前記所定の温度未満においては、従来型のインクの色に可能な限り似せる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

本発明による、前記方法の第2の好適な実施形態においては、前記サーモクロミックインクは、前記マーキングに互いに隣接して連なる層を形成するように塗布する。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

好適には、前記マーキングが従来型のインクを有さないスペースを有する場合においては、これらのスペースもサーモクロミックインクの層によって覆う。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

さらに好適には、前記サーモクロミックインクの色は、前記所定の温度未満においては、マーキングを印刷するのに用いた従来型のインクの色に可能な限り似せる。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0047

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0047】

さらに具体的には、前記従来型のインクは、5という記号からなるマーキング12を形成する(図4)。そして、前記サーモクロミックインクは、着色要素12を形成するために、マーキング12を包囲し、かつそれに隣接して連なる層12を形成するのであって、前記マーキング12は、包装材1の温度が前記所定の温度未満である限り視認不可能である(図3)。